別表一一の一一の表中

国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額 （別表三の二付表「42」の集計額）	を	国家戦略特別区域における指定法人の連結所得の特別控除額 （別表三の二付表「42」の合計額）	に、	連結所得等の金額 (17)－(18)＋(19)＋(20)＋(21)＋(22)＋(23)＋(24)＋(25)＋(26)－(27)＋(28)＋(29)＋(30)＋(31)＋(32)－(33)

額
(28)±(29)

を

連結所得等の金額
(17)－(18)＋(19)＋(20)＋(21)＋(22)＋(23)＋(24)＋(25)＋(26)－(27)＋(28)＋(29)＋(30)＋(31)＋(32)－(33)

に改める。

別表一一の一一付表の表中

国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の個別帰属額 （別表十（二）「7」又は「9」のうち帰せられる金額）	を	国家戦略特別区域における指定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額 （別表十（二）「8」のうち帰せられる金額）	に、	連結所得等個別帰属額 (29)－(30)＋(31)＋(32)＋(33)＋(34)＋(35)＋(36)＋(37)＋(38)＋(39)－(40)＋(41)＋(42)＋(43)＋(44)＋(45)－(46)

属額
(39)－(40)＋(41)

を

連結所得等個別帰属額
(29)－(30)＋(31)＋(32)＋(33)＋(34)＋(35)＋(36)＋(37)＋(38)＋(39)－(40)＋(41)＋(42)＋(43)＋(44)＋(45)－(46)

に改める。

別表四の表中

国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得の金額の損金算入額又は益金算入額 （別表十（二）「7」又は「9」）	28			※		を	国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額 （別表十（二）「8」）	28	△		※	△

に、

合計 (25)＋(26)＋(27)±(28)＋(29)＋(30)＋(31)±(32)	を	合計 (25)＋(26)＋(27)＋(28)＋(29)＋(30)＋(31)±(32)

に改める。

別表四の一一の表中

国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額 （別表四の二付表「37」）	37			※		を	国家戦略特別区域における指定法人の連結所得の特別控除額 （別表四の二付表「37」）	37	△		※	△

に、

仮計 (34)＋(35)＋(36)±(37)＋(38)＋(39)＋(40)±(41)	を	仮計 (34)＋(35)＋(36)＋(37)＋(38)＋(39)＋(40)±(41)

に改める。

別表四の一一付表の表中

国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の個別帰属額 （別表十（二）「7」又は「9」のうち帰せられる金額）	37			※		を	国家戦略特別区域における指定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額 （別表十（二）「8」のうち帰せられる金額）	37	△		※	△

	に、	仮計 (34)＋(35)＋(36)±(37)＋(38)＋(39)＋(40)±(41)	を	仮計 (34)＋(35)＋(36)＋(37)＋(38)＋(39)＋(40)±(41)

に改める。